

第9期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務 プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

国や道の動向、洞爺湖町高齢者の状況等を的確に把握するため、在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果に基づく課題分析及びニーズの把握等を踏まえ、令和6年度から令和8年度の3年間において、洞爺湖町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、介護保険サービス目標量等を定める「第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 業務名

第9期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務

(2) 業務の内容

別添仕様書の通り

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(4) 委託料上限額

4, 136, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 洞爺湖町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 洞爺湖町競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成18年3月27日訓令第27号）第2条の規定による指名の停止を受けていないこと。
また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 役員等が洞爺湖町暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 北海道内での高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の契約実績があること。
- (8) 過去3年間（現在を含む）で洞爺湖町と業務委託契約関係があること。
- (9) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録されていること。

4. 審査資料の提出等について

審査資料について

提出締切：令和5年4月18日（火）17時必着

提出方法：持参又は郵送

（郵便による場合は、配達記録が確認できる簡易郵便等にて期限内必着とする。）

提出場所：洞爺湖町総務部健康福祉課

提出書類：提出書類①～⑤については正本1部、副本5部を作成し提出すること。

①企画提案書（任意様式）

②会社概要（パンフレットも可、業務内容、会社規模（従業員数など）が分かるもの）

③介護保険事業計画業務実績書（任意様式）

※業務実績においては関連会社の実績は含めないこと。

※北海道内での高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の契約実績を記すこと。

④主担当者経歴書（任意様式）

⑤副担当者一覧表（任意様式）

⑥委託業務実績書（任意様式）

※過去3年間（現在を含む）において洞爺湖町との委託契約の実績を記すこと。

⑦見積書（任意様式）

⑧JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（コピー可）

5. 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

枚数は制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。

仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

6. 審査について

（1）審査方法

本町職員により提出書類①～⑧を評価基準に基づき書類選考を実施し、それら総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。

（2）審査日程

審査：書類審査

実施日：令和5年4月19日（水）から令和5年4月24日（月）

（3）審査項目及び評価基準等

①策定方針

本業務の理解度、国の方針、情報収集能力を評価する。

②企画内容

会社の特徴を活かした提案の独創性、具体性、必要性を評価する。

③業務の推進・支援体制

業務運営支援体制を評価する。

④提案業者の策定実績

同計画の全国及び道内の策定実績を評価する。

⑤地域性・信頼性

業務を通じた信頼性、地域性の理解度を評価する。

⑥会社規模

業務に対応可能な従業員数を有しているか評価する。

⑦プライバシーマークの更新履歴

個人情報に関する取扱いについて評価する。

⑧見積金額

見積金額が予算内の範囲であるか。

(4) 審査結果の通知

①結果通知発送予定日：令和5年4月25日（火）

②結果通知方法：すべてのプロポーザル参加者に文書により通知する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議の申し立ては受け付けない。

③評価の公表等：プロポーザル参加者自身及び決定した受託者の得点については、受託者決定後、問い合わせに応じ回答する。なお、その他プロポーザル参加者に関する情報及びプロポーザルの採点基準並びに点数の内訳等に関する問合せには、一切応じない。

(5) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

7. 質疑・参加意思表示について

質疑がある場合は期限までにメールでのみ照会するものとする。（様式1）

(1) 期限：令和5年3月31日（金）17時まで

(2) 照会先：洞爺湖町総務部健康福祉課 介護保険グループ

メールアドレス：kaigo@town.toyako.lg.jp

(3) 回答方法：提出された質問及び質問に関する回答は、令和5年4月5日（水）までに町ホームページで公表する。（個別回答は行わない。）

(4) 参加意思表示書については、質疑回答後令和5年4月11日（火）までに提出すること。（様式2）

8. その他

(1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

(2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

(3) 仕様書及び企画提案書の記載事項が実施されない場合は、指名停止を行うこともあり得る。

9. 全体スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|----------------------------|
| （１）実施要領の公表 | 令和５年３月２８日（火） |
| （２）質問受付期限 | 令和５年３月３１日（金）１７時まで |
| （３）質問回答期限 | 令和５年４月５日（水） |
| （４）参加意思表明書【提出期限】 | 令和５年４月１１日（火） |
| （５）企画提案書等【提出期限】 | 令和５年４月１８日（火）１７時必着 |
| （６）書類審査日程 | 令和５年４月１９日（水）から令和５年４月２４日（月） |
| （７）審査結果通知発送予定 | 令和５年４月２５日（火） |
| （８）契約手続き（予定） | 令和５年５月１日（月）頃 |

※日程変更となる場合がある。

10. 所管課

- （１）名称：洞爺湖町総務部健康福祉課介護保険グループ
- （２）所在地：〒049-5692
北海道虻田郡洞爺湖町栄町５８番地
- （３）連絡先：電話 0142-74-3001
FAX 0142-74-2121
メール kaigo@town.toyako.lg.jp